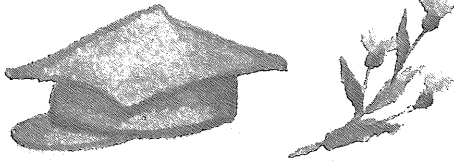


大学入試における身体検査(4)

——障害者の大学入学——



名古屋大学教育学部教授

佐々木 享

戦前における盲人の高等教育機関への進学

標題にはややなじまないけれども、障害者の大学入学について書いておく。

戦前の入試における身体検査は、「体格検査」という呼称に象徴されるように、身体壮健な者をもとめ、身体に何らかの障害のある者を排除することを目的としていた。この傾向は、官立学校にとくに強かった。のちに婦女新聞社を興した福島四郎のように難聴故に、あるいはのちの政治家永井柳太郎（永井道雄の父）のように足が悪かった故に、官立学校進学をあきらめたなどの例は多かった。(『永井柳太郎』1989年、35頁)

こうしたなかで、関西学院（1932年より関西学院大学）はひじょうに早くから盲人を受け容れていた。盲人として初めて関西学院に入学したのは岩橋武夫であった。彼は、早大在学中に失明して中退し、のち関西学院神学部で学んで1916年に卒業、さらにエディンバラ大学に留学し、帰国後1927年から母校の教壇に立った。岩橋は、1931年には盲人協会を、1935年には日本で初めてライトハウスを大阪に設立するなど、盲人福祉事業に貢献したことで知られている。

1940年に私立（のち社会福祉法人）日本点字図書館を創設した本間一夫は、5歳の時に失明し、函館盲啞学校に学んだ。点字図書館事業の

創設を思いたち、そのためには英語をふくむ広い知見が必要であることを知り、猛勉強の末、1936年に関西学院大学専門部英文科に入学している（本間一夫『指と耳で読む—日本点字図書館と私』1980年、岩波新書）。本間の場合、岩橋のほか、2、3の盲人の先輩が同大学を卒業していることを聞いていたとはいえ、志願すること自体に一大決心が必要であったし、「入学試験をどういう形で受けさせてくれるか」も心配であった。「しかし、学院側もかなり綿密な調査をしたらしく、実際は口頭試問を主とする人物考査に重きがおかれ、思ったより簡単な試験で終わりました」と書いている（同上書、35頁）。

また、1918（大正7）年に開学した東京女子大学は、開学早々に、すでに結婚して子どもも生んでいた全盲の斎藤百合を予科に入学させた（粟津キヨ『光に向かって咲け—斎藤百合の生涯』1986年、岩波新書）。斎藤は、入学後に2人の子どもを産んだが、もちまえのがんばりと夫や周囲の理解、援助を受けて同大学高等学部を卒え、さらに大学部文学部に進学した。斎藤が1923年に退学したのは、関東大震災後、通学が困難になったためだという。1940年には、斎藤百合や本間一夫に励まされて学んできた金井キヨが東京女子大学に入学している（同上書）。斎藤や金井の場合も、入学試験にあたるものは面

接だったようである。

たてまえだけの門戸開放

一新制大学初期の入試における障害者の位置

学校教育法（1947年法律第26号）は、大学入学資格を高校卒業者「若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」と規定した（第56条）。法制上、盲学校、聾学校、養護学校の高等部卒業者にも当初から大学入学資格を与えた。ついで、大学入学に関して新制高校卒業と同等以上の学力ありと認める者の範囲を定めた文部省告示（1948年5月31日、告示第4号）は、同年9月28日の改正により、「東京盲学校（国立盲教育学校を含む）師範部甲種音楽科第一部第一学年、鍼按科第一学年を修了した者、および同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校（国立聾啞教育学校を含む）師範部技芸科第一部第一学年を修了した者、および同校師範部普通科乙種を卒業した者」をくわえた。こうして、法令に関する限り、障害者にも疑問の余地なく大学入学資格を与えていた。

たしかに、身体検査の基準に関する文部省の公式見解は、「勉学に支障がない程度のその他〔すなわち結核病、伝染病など以外〕の一部欠陥等の者は問題にしない」としていた（本連載第34回参照）。

しかし実態は違っていた。たとえば、1954年度まで、国公立大学入学志願者が必ず受験しなければならない進学適性検査では、後の国立大学の共通第1次試験や大学入試センター試験と違って、盲人など障害をもつ受験者にたいする格別の配慮はなく、障害者はこの最初の段階で

排除されていたというほかはない。

障害児教育についていうと、学校教育法は当初から盲学校、聾学校及び養護学校の設置義務とこれへの就学義務を定めていた。しかしこの部分を施行する期日を定める勅令（のち政令）はただちには制定されなかった（学校教育法第94条）。これにたいする父母・教職員をはじめとする関係者のねばり強い要求が実り、盲聾学校の義務就学と義務設置は1948年度から学年進行で実施に移され、1956年度に完成した。しかし養護学校の義務設置と養護教育の就学義務化は長らく見送られていた。大学についても、たてまえとしては障害者の入学資格は認められていたけれども、それは空文に等しい状態が長く続いた。

身体検査—障害者排除の論理

1951年1月に文部省がしめした「入学者選抜時の身体検査実施要領」は、身体検査は「疾病その他心身の異常によって大学課程の履修に適しない者や、集団生活に不適當な者を発見し、入学を禁止したり、猶予したりして学生各々の現在及び将来の健康と集団の健康を保持し、又専門課程履修の健康上の適格者を選ぶために行われなくてはならない」とのべていた。結核に敏感になっていた時期だったとはいえ、この基調は障害者に関する限り排除の論理であったというほかはない。1968年に改訂された同要領も、健康診断は「疾病など心身の異常のため大学教育の履修に耐えない者又は伝染性疾患などにより集団生活に適しない者を発見することによって、入学適否の判定の資料とし、……」とのべており、障害者排除の論理はむしろ強化された感さえあった。

徐々にすすんだ障害者の大学進学

しかし石部元雄らの調査によると、少数の大学はかなり早い時期から障害者を受け入れており、とくに、むしろ多くの困難をかかえる私立大学が積極的に受け入れていた。大学で学びたいという障害者自身の強い要求と、障害者に対する理解が拡がり深まってきたことがあいまって、少しずつではあるが大学側にも障害者を受け入れる努力が始まっていた（表1）。

表1 障害者受け入れ大学数および入学障害者数

	障害者を初めて入学させた大学の数				入学した障害者の数			
	国立	公立	私立	合計	国立	公立	私立	合計
	(校)	(校)	(校)	(校)	(人)	(人)	(人)	(人)
1930年代	0	0	1	1	5	0	5	10
1945-49	2	0	0	2				
1950-54	2	0	4	6				
1955-59	1	1	5	7	5	1	58	64
1960-64	3	0	5	8	12	1	44	57
1965-69	6	1	25	32	127	9	420	556
1970-74	13	3	36	52	458	61	1997	2516
1975,76	5	1	17	23	206	27	1302	1535
不明 (無記入)	32	6	93	131	-	-	-	-
合計	64	12	186	262	813	99	3826	4738

〔注〕石部元雄ほか「障害者の高等教育に関する研究」『筑波大学・心身障害学研究』第2巻（1978）による。この調査は全国の4年制大学（夜間部は除外）422校の学生部長に対して行なったアンケート調査で、回収率は全体で57.8%だったという。

1966年1月に開催された日教組（第15次）・日高教（第12次）教育研究全国集会では従来の特殊教育分科会が心身障害児教育分科会と改称され、さらに68年の集会から障害児教育分科会となったこと、この集会に集まった教師・研究者・父母の要求が契機となって67年8月に全国障害者問題研究会が結成され、広範な運動を展開するとともに毎年大規模な研究集会を開くようになったことなどにみられるように、障害者についての理解は少しずつ広まった。

大学側の対応とその変化を象徴していたのは、1971年春に大阪教育大学で起こった脳性マヒ後遺症をもつS君に対する入学拒否と、父母・教職員の再審要求、それに応えて二度にわたる再審議のすえに大学側がS君の入学を許可をした事件であった（詳細は拙著『大学入試制度』大月書店刊、157頁以下）。

障害者への配慮を

—1つの転換点となった1973年

1970年代にはいると、障害者の大学進学問題も、ようやく各方面で議論され始めた。大学基準協会の大学入試制度改革研究委員会が72年8月に発表した報告書は、「国公立私立大学を通じて、可能な範囲においてできうる限り、身体障害者の大学進学を認めるべきであろう」とのべた。全国障害者問題研究会は72年8月の第6回大会から「障害者に大学教育をどう保障していくか」の分科会を設け、大学進学をめぐる実態や問題点を研究しはじめた。

こうした動向を背景として1973年4月18日付で出された1974年度の『大学入学者選抜実施要項』は初めて障害者の扱いに言及し、「身体障害のある志願者については、その能力・適性等に応じた学部等への進学の機会を広げる観点から、受験の機会を確保するよう配慮すること」という注意事項をくわえた。これをたんなる抽象的言辞と批判することは容易である。しかし、長年にわたって無為無策のうちに過ごし、むしろ排除の論理を基底としてきた経過からみれば、重要な前進であったといわなくてはならない。

この73年11月、文部省は長年にわたって放置してきた養護学校の義務設置と就学義務を1979年度から実施する旨の政令を公布した。革新知事のもとにあった東京都は、これに先駆けて希望者全員入学を74年度から実施すると表明した。

盲人には点字入試を

—77年の『実施要項』改訂

障害者問題への関心の高まりは、重要な流れとなり始めた。74年3月には国立大学協会第2常置委員会は「身体障害者の大学受け入れについての調査報告」を公表、障害者受け入れの実情と、これを拡大するために改善すべき課題を明らかにした。また日本学術会議は同年5月に、「障害者に対する高等教育の機会を拡充するために必要な措置を講ずること」を政府に勧告した。

一方、国際連合は1976年の第31回総会において1981年を国際障害年とすることを決議した。障害者問題は、国際的にも重要なテーマとされるようになった。

こうした経過をうけて77年6月に出された79年度以降の（つまり共通第一次試験方式の導入をふくんだ）入試の『実施要項』が、従前の注意事項のほかに、「共通第一次試験実施上の配慮」として、「身体に障害のある入学志願者については、障害の種類、程度に応じ、出題、解答

の方法、試験場の整備等、特別な配慮を行うものとする」と記したことは注目に価する。なおこの「注意事項」には、81年6月の通知により、「特別の措置としては、盲者の入学志願者については点字による出題、試験時間の延長、特設試験場の設定等、その他の身体に障害のある入学志願者については必要に応じ特定試験場の設定、介助者の付与等が考えられる。」という文章がつけくわえられて今日にいたっている。

1979年に始まった共通第一次試験では、盲人には点字で出題し、聾者には必要に応じて手話通訳者を配置して解答時間を通常の1.5倍とし、車椅子を必要とする障害者は別室で受験させるなどの配慮がなされるようになった。個別大学の対応にゆだねられていた障害者の扱いを国立大学共通の問題として顕在化させ、障害者にとるべき対応策の枠組をつくり出したという点で、共通第一次試験は、わが国の大学入試の歴史の上で一つの重要な画期をつくりだした。

ところで、障害者は共通第一次試験の受験に先立って入学希望先大学と協議することがもめられている。「この事前協議の段階で、盲者に

数学は無理だなどという大学側の無理解が露呈する場合が少なくない」という話を、数年前に開かれた日教組大学部の教育研究集会の席で、自らも全盲である盲学校の教師から聞いたことがある（この人は、間もなく数学で理博の学位を取得した）。障害者の大学進学はこうした障害を一つひとつ乗り越えて実現していった。

障害者の大学進学と学習の条件

大学を受験する障害者は確実に増加し、入学者もふえている。このなかで、4年制国立大学への障害者の受験者・入学者が80年代に入って減少していることについては、検討すべき課題があるようにおもわれる。しかしこの点をたち入って分析する材料が筆者の手元にない（表2）。

大学に進学する障害者が増加したことにより、大学教育のあり方が改めて問われることになった。障害者の入試については、『実施要項』の例示にみるように、視覚障害者にたいする点字による出題、点字による解答、手話通訳者あるいは介助者の付与、回答時間の延長、車椅子使用者への配慮など、障害の種類と程度に応じた種々の施策が要請される。このことは、入学後の障害者には、日常の授業や学習に関して入試の際に求められた以上の条件をいわば恒常的に整備する必要があることを意味する。わが国では、こうした学習条件が整備されていないこと、あるいはそもそも条件を整備すれば障害者も大学で学習をすることができることについての無理解のために、障害者の入学は、長いあいだ、希望があるにもかかわらず拒絶あるいは無視されてきたというほかはない。

入学後の学習研究の条件整備なしに、入試問題だけを切り離して考えることなどできないという点で、障害者の大学入試制度の問題は、大

表2 身体障害者の入学者数

()内は受験者数

		1973	1975	1977	1979	1981	1983 年度
大 学	国立	32	64 (293)	133 (395)	130 (347)	71 (205)	67人 (217)
	公立	15	8 (51)	11 (103)	5 (29)	7 (38)	9 (32)
	私立	322	423 (1404)	649 (2152)	778 (3466)	727 (2581)	628 (3113)
	小計	369	495 (1748)	793 (2650)	913 (3842)	805 (2842)	704 (3362)
短 大	国立	3	5 (7)	5 (24)	3 (13)	6 (16)	10 (18)
	公立	4	7 (23)	3 (19)	3 (8)	5 (8)	3 (12)
	私立	73	104 (157)	101 (134)	181 (246)	149 (238)	99 (205)
	小計	80	116 (187)	109 (177)	187 (267)	160 (262)	112 (235)
合 計	449	611 (1935)	902 (2827)	1100 (4109)	965 (3086)	816 (3597)	

各年の文部省「大学入学選抜実態調査」より。

学入試制度が下級の教育と上級の教育との接続関係の問題であることをあらわにしている。身体障害者の大学進学に関しては、学力検査の結果を公正に評価することだけでは、不十分なのである。政府の国際障害者年推進本部が82年3月に策定した「障害者対策に関する長期計画」は、「障害者の大学への受け入れについては、……その者の能力・適性に応じた学部等への進学の機会を拓げる観点から受験の機会を確保するとともに、教育研究条件の整備に努める」としている（下線—引用者）。下線の部分が入試の『実施要項』より前進している点である。計画を実のあるものにするためにいっそうの努力が求められているといえよう。